

事務連絡
令和2年4月8日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕住宅宿泊事業主管部局 御中



国土交通省 観光庁 観光産業課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
事業の継続に係る要請等について（依頼）

令和2年4月7日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

同対策本部において改訂された「基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間は4月7日から5月6日までの1か月間、実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県とされるとともに、緊急事態措置に関する重要事項が新たに定められました。

緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。」とされているところ、宿泊事業者に対しても「三つの密（※）」を避けるための取組みを講じていただきつつ、事業の継続を求めるとされています。

つきましては、「基本的対処方針」について御了知いただくとともに、本内容について貴管内の住宅宿泊事業者に周知の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

※密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件のこと。

<参考>

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月7日改正）（抜粋）
（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業者の継続を求める。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・ 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）